

関野満夫『ドイツ都市経営の財政史』中央大学出版部、
1997年7月刊行，pp. vii+243，定価2600円（税別）

藤 田 哲 雄

本書の課題は、著者によれば、次のようになる。「近代資本主義経済下の都市化の進展とともに都市公共部門が成長していくわけであり、また公共部門を通じての資本主義的な都市経済そのものへの介入の可能性を現実化してくるのである。もちろん、この都市公共部門を支えるためには、都市の租税や公債さらには公営企業料金徴収などの財政収入基盤の近代化や効率的運用が不可欠となる。かくして、成長しつつある公共部門をいかに管理し、その公共部門によって資本主義的な都市経済ないし都市生活にいかなる政策的介入を与えるのかという広い意味での都市経営が展開されるようになる」。これをドイツの都市を例にとって検証するのが本書の課題である。ドイツの都市を研究対象として選択した理由は、「……19世紀末から20世紀初頭にかけて国際的にも注目されていたのが、ドイツでの都市経営の展開であった。つまり、……ドイツでの都市経営は広範な都市公共部門によって最も先進的な公共政策が実現されており、……〔他〕国の都市経営や都市政策に対しても模範とすべきものが多いと位置づけられていたのである」。このように「かつては国際的にも極めて注目されてい

たドイツの都市経営」については、わが国では戦前期に池田宏による事例紹介などがあったものの、戦後期には研究が意外に進んでおらず、「ようやく近年にいたって、〔わが国でも〕社会史や政治史の側面から19世紀ドイツの都市社会主義及び都市行政の研究が着手されてきた」（1-4頁）〔引用文中の〔 〕内の註記は引用者が付したもので、以下同様〕。本書では、このドイツの都市経営の展開過程を分析するにあたり、研究を都市経営の財政的側面に的を絞り、その対象時期を第二帝政期にとどまらず、第一次大戦後のワイマール期にまで拡大して検討する、という二つの視点から進める。

まず、本書の構成を示しておこう。序章：本書の課題と構成・第一部：第二帝政期の都市経営、一章：第二帝政期の都市公共部門、二章：第二帝政期の都市経営の展開、三章：収益主義的都市経営への批判、四章：第二帝政期の都市経営と地方債、第二部：ワイマール期の都市経営、五章：ワイマール期地方財政の変貌、補論：ワイマール期の自治体財政自主権論争、六章：ワイマール期ベルリン市政と行財政、七章：ワイマール期ベルリンの都市公共経済、八章：ワイマール期の都市財政と地方

債、の各章である。

評者は、近・現代イギリス都市行財政史研究に関心を持ち、その意味ではドイツ都市行財政史に明るいと決して言えないが、草創期（19世紀末—20世紀初頭）の社会科学が国際比較を視野に入れた研究をしていることに関心を持ち、この書評でも引用する研究文献に幾分馴染んだ者として書評（紹介）の筆を執った次第である。

各章をより詳細に紹介しておこう。第一部：第二帝政期の都市経営、一章：第二帝政期の都市公共部門では都市経営の拡大を、すなわち、第二帝政期において、都市行財政の膨脹の動向を統計的に示し、ライヒ（中央政府）、邦政府および地方政府の支出動向を示し、地方政府支出のうち都市自治体の支出に占める比重が大きいことを明らかにした。ライヒ（中央政府）は軍事費、植民地経費などの対外的経費及び郵便事業、邦政府は内政経費を負担した。地方政府の支出は20世紀初頭には邦政府の支出を追い越した。都市政府部門の拡大の背景には量的には急速な都市化と質的には公営事業のみならず、都市計画などの事業を含むにいたり、行財政需要が複雑化した。こうした都市公共部門の膨脹は「必然的に」行政システムの転換を迫るに至る。「自治体業務が従来の治安・財産行政中心の時には、ごく少数の都市名望家による名誉職的行政によって遂行することが出来たが、公益企業や都市衛生、都市計画などの近代的技術水準の導入や行政の複雑化に伴い都市行政の担い手は……専門的・職業的な都市

官僚層に取って代わられる」（16頁）。ただし、「都市名望家層〔＝実業家、工業企業家、商人、知識人〕から労働者上層や主婦を含めた広く市民一般の無給名誉職的参加によって支えられた分野（学校行政、救貧行政）が世紀転換期には存在した（17頁）。市長や市参事会を中心としたこの都市官僚層による行政も市議会の政治的支持無しには不可能であった（19頁）。市議会議員の政党別構成を見ると、1870年代以降の都市化の時代とは一面では都市の政治化、政党化の時代であった（20頁）。この時期、中央政界とは異なり、弱体化した自由主義派が三級選挙制度によって地方議会（都市議会）では支配的地位を確保していた（22頁）。「……一級選挙人はわずか48人、有権者総数の0.2%にすぎないが、このひとにぎりの多額納税者のみで市議会議員の3分の1を選出することが出来たのである。……三級選挙制は多額納税者たる有産者・ブルジョアジーそしてその利害を代表する自由主義派に極めて有利な選挙制度であり、……労働者階級を合法的に排除する……非民主的な選挙制度であった」（22頁）。ところで、ますます膨脹する自治体行財政は租税、公営事業、都市社会資本、社会政策などで「ブルジョアジー」を中心とする都市名望家層の経済的利害と密接に絡み合っていたので、彼らは都市行政に影響力を確保する必要性が存在した（23頁）。もっとも、都市行財政の複雑化によって、都市名望家層が市政を直接掌握するのではなく、実質的遂行を都市官僚層に委ねなければならな

かった(23頁)。この都市官僚層と自由主義派が都市公共部門を支える政治的行政的基盤である。二章：第二帝政期の都市経営の展開では、ドイツの都市公共部門の展開・都市経営のあり方が各都市によって大きく異なることを考慮して、幾つかの個別都市を例に挙げ、それぞれの都市における財政、公営企業、土地公有化、住宅行政などの具体的な都市経営の諸相を検討している。その際注意すべき点は、ライヒと地方政府との間の財源配分である。『ライヒは間接税、邦(地方)は直接税』という租税配分がドグマ化されつつも維持されており、多くの邦では所得税は基幹税収であり、またその地方所得税は市町村の基幹税収でもあった(132頁)。プロイセン都市の地方税収入の中心は邦所得税付加税であり、この付加所得税の税率が都市間競争に大いに影響する。大都市では、富裕な階層が多く、所得税が大衆化することによって、付加所得税の税率を下げる事が出来たが、反対に中小都市では付加所得税の税率を上げなくてはならなかった。この意味では、都市公共部門とりわけ、公営企業からの収益が都市財政を支え、都市間競争に打ち勝ち、付加所得税の税率を下げる有力財源であった。また、財源確保の方法も租税に依らず、公債資金の活用が行われたのである(59頁)。三章：収益主義的都市経営(=財政収入視点の重視)が当時の政治的財政的状況のなかで如何なる意味を持っていたかを個別都市(ベルリン市、ウルム市)の事例から検討し、財政負担を巡って

生じた階級間・階層間の利害対立を、ベルリン市、ウルム市を例として検証する。とりわけ注目すべき点は、土地政策を積極的に押し進めたウルム市では、「市の小住宅供給によって影響を被る貸家家主層であり、市当局の土地独占による影響が大きい民間建築業者であった」(84頁)。もっとも、ここでも、著者は「あくまでも自治体官僚主導によって収益性を重視しつつ大きな公共部門(財政・土地)を通じて都市経済管理を遂行しようとする、当時の都市経営の姿」を見る。四章：第二帝政期の都市経営と地方債では都市の公共部門を支える重要な資金源であった地方債資金の実態を分析し、都市経営を地方債資金という財政金融構造の中で分析する。これまで見てきた都市公共部門に関わる経費の調達は、租税収入に依るのではなく公債によって必要資金が調達されてきたのである。世紀転換期において、人口1万人以上の市町村の債務が全公共団体のそれに占める比重の割合よりも急増していることが分かる。帝国財政は軍拡競争による債務を増加させたが、その割合よりも高いのである。プロイセンの都市を例として挙げると、都市債務の拡大は公営企業を中心とした都市給付行政(サービス行政)の発展によるものである。債務の実に50%が公営企業によるものであった。ついでこの債務の内容を見ると大都市では債券発行によって資本市場から資金を調達したのに対して都市規模が小さくなるほど貸付の比重が高くなる。都市「債務化」の担い手である債権者の構成を

見れば大都市の市債発行を仲介していたのは民間銀行であった。ただし、市債相場は低く、信用力が問題であった。こうして都市間格差や地域間格差さらには都市階層間の利害対立が明らかにされる。第二部では第二帝政期と決定的に異なる状況のなかでのワイマール期の都市経営の実態を分析する。すなわち、政治レベルでは中央・地方を通じた民主化の進行、行財政レベルでは中央集権の進行に伴って、第二帝政期の都市が有していた財政的自立性の縮小、そして、経済的には大恐慌・インフレーションが進行する中での都市経営を扱う。第五章：ワイマール期地方財政の変貌ではワイマール期の一連の行財政改革が齎した市町村財政への影響（→財政的自立性の縮小）を、補論：ワイマール期の自治体財政自主権論争を加えて明らかにする。ワイマール期の都市財政は、賠償問題、戦後復興、一連の社会化政策、福祉要求への対処などで財政の中央集権化は不可避のものとなった。主要財源を所得税、法人税、売上税、家賃税とする中央—地方政府間の財政調整制度が導入され、それら諸税がライヒ税化され、分与税という形で各州に分与された。さらに、州は所得税がライヒと共通税化され税収配分にライヒが参入することによる損失を市町村財政に転嫁したのである。こうして、市町村財政では、戦前まで自立的可動的財源であった所得税付加税を奪われ、従属的な行財政運営を強いられたのである。とりわけ、注目すべき点はプロイセンの財政調整制度によって「最大の不

利益」を被ったのがベルリン市であった。ここでは1924—27年間に所得税、法人税、売上税、家賃税の配分で1億8千2百万マルクの税収削減を被ったのである。第六章：ワイマール期ベルリン市政と行財政では大ベルリンの政治動向、公共政策、財政運営を扱う。財政調整制度によって巨大な税収削減を被ったワイマール期のベルリン市は、営業税の消費者転嫁が政治的に難しく、地租付加税も100%を越える場合には借家人に転嫁されるために、「巨大なプロレタリア都市」（165頁）ベルリンの人口構成を考えた場合、それを200%を越えて課することは出来なかった。こうした中で、財源確保として土地増価税が社会民主党から構想された（179頁）。このようにベルリン市の財政運営を見てくると、市が独自の財政運営の自律性を確保するに至らなかったことが分かる。そこで、ひとつの収入源として活用されたのが、「市営事業」からの収入であった。社会民主党は第二帝政期には公益事業収入の財政的活用を労働者階級への間接税的負担だと反対してきたが、このワイマール期の慢性的赤字にいたるとそれを「より小さな悪」と是認したのである（179頁）。第七章：ワイマール期ベルリンの都市公共経済では市営企業経営を中核とするベルリンの公共政策とその挫折過程を明らかにする。ワイマール期のベルリン市は「巨大なプロレタリア都市」と化し、失業対策、住宅問題が大きな政策課題となった。その一方でベルリン市は財政自主権を喪失し、そのために新たなかつ安定的財源

として広範な公営事業の経営の財政的役割が高まった。ベルリン市の都市公共経済は都市経営の上で重要な位置を占めるだけでなく、財政政策のみならず、社会政策の側面でも大きな成果を上げた。しかし、ベルリン市営事業拡大は私企業との経済的摩擦を引き起こし、さらには公営事業拡大に伴う資金調達に信用経済全体に大きな問題を引き起こしたのである(184頁)。外国資本市場からの都市自治体排除はその象徴的現れであった。やがて、ベルリン市のこの積極的な都市公共経済拡張政策は世界大恐慌の中で市財政危機を精鋭化させるのである。八章：ワイマール期の都市財政と地方債では都市経営を財政面から支えた地方債の動向とりわけ、第二帝政期と決定的に異なる外国の資金道入をめぐるライヒスバンクなどの対応を絡ませて明らかにする。ワイマール期の都市財政運営にとって地方債による信用資金調達は、一方において、自治体の財政需要が増加する中での自律的財源の喪失を意味し、他方における集権的財政改革によって、信用市場から臨時的に資金を得る場として重要性が高まった(209頁)。大都市の地方公営事業に関わる経費捻出源として、ライヒ・州政府の制約を受けない外国債に対する依存が高まった。その場合も、大都市の単独債によるものであった。これに対してライヒ大蔵省内に外国信用審議会が設置され本格的な外国債への規制を開始したのである。これによって市町村の起債は州政府と審議会の双方の許可を必要とするに至った。このような起債

に対する規制強化の中で、地方自治体は公営事業を私法上の会社形態にし規制を回避する動きを示し、地方自治体自身も短期信用による資金調達を行うにいたった。やがて、これが世界大恐慌の中で自治体財政を混乱させるのである(230-32頁)。

このように、著者は一部で、第二帝政期の都市経営の展開をまず総括的に示し、次いでこの都市経営の具体的諸相を個別都市(具体的にはマンハイム市、フライブルグ市、レムシャイト市、ベルリン市、ウルム市)に即して検討し、最後に公営事業経費を賄った地方債資金の動向を資金引き受け側から検討し、都市経営展開の都市間格差や地域間格差さらには都市階層間の利害対立を明らかにする。第二部では第一次世界大戦後の都市財政運営の一大変化期であるワイマール期の都市経営・都市財政の動向を扱い、一部と同様に最後に地方債資金の動向を分析する。本書は、第二帝政期からワイマール期に至るまでのドイツにおける都市経営の行財政の歴史を、個別都市史研究に即し実証的に明らかにしようとする野心的研究である。と同時に、本書はドイツの都市財政史研究に裨益するに留まらず、個別都市史研究や他の工業国家の都市行財政史研究に関心を持つ研究者にとっても大きな刺激となろう。

このような野心的研究であれ、幾つかの不满な点がある。それは多分に評者のドイツ中央財政・地方財政についての知識不足に起因する不满かもしれないが。著者はまず研究の出発点として、ドイツの都市行財

政の発展とりわけ都市公共部門の成長過程を資本主義的發展に重ね合わせて分析し、戦前のわが国でも関心が寄せられた専門官僚層に指導されたドイツ諸都市の効率的行財政が「必然的に」に生まれる所以を強調する事から始めている。資本主義的發展はイギリス・フランスでも見られるが、ドイツ諸都市が、いかなる理由によって行財政運営において効率的であったのか、効率性の源泉は奈辺にあるのかについて最後まで説明がない。逆に、早期に資本主義的發展を遂げたイギリスでは何故に注目を引くような都市行財政の効率的運用が存在しなかったのか？ドイツ都市行財政・地方財政史以外の研究者に対するこの種の不親切さ（あるいは説明不足）は、次のような点に見られる。

まず、ドイツ都市行財政の自律性と多様性について。ドイツ都市史研究でない以上、ドイツの諸都市の構成・権限を規定する都市法についての叙述が少ないのは当然（？）とはいえ、本書で分析されるドイツ諸都市の行財政制度上の多様性——都市財源の多様性ひとつ例にとっても——に驚かされるのは評者に留まらないであろう。その意味では、都市制度の多様性の背景にある法律的根拠が示されない、あるいは参考文献の指示さえもないというのは何とも理解しがたい。著者も参照しているドウソン W. H. Dawson はドイツ都市行政に関する著作の末尾でドイツ諸都市とイギリスの諸都市との比較を行っており、そこで都市的根拠を示しているように (cf. W. H.

Dawson, *Municipal Life and Government in Germany*, London: Longmans, Green, 1914, ch. 18: survey and comparison), 現在の研究水準ではいかなる理由によって多様な都市制度が存在しえたのかを説明する必要があるだろう。

次いで、市政運営について、著者の記述を見ておこう。「市長を頂点に専門的な知識・経験を備えた都市専門官僚が……」(18頁)。「というのも都市専門官僚の中心たる市長や参事会員は市議会によって選出、承認される……」(19頁)。「市参事会は電力事業の公設民営案を市議会に提出し、……」(36頁)。このように「市長」の権限、任期、選出方法、あるいは、「市議会(議員)」や「(市)参事会(員)」の役割・権限、任期、選出方法さらには議員の歳費について極端に説明がなく、関連する文献の参照も求めている。僅かに、市長について、「ヴァグナー市長がウルム市長職にあったのは1891年から1919年までの約30年の長きにわたり、この間同市の土地政策をリードすることになる」(76頁)とした記述があるにすぎない。この引用文でドイツの「市長」が、通常任期が1年の、市議会議員から選出される「イギリスの市長」と決定的に異なり、極めて長期にわたり市政を指導したことが解る。「市長」と邦訳される Mayor, Burgomastor は、それぞれ国によって、その任期、権限、選出方法を大きく異にする。本書がたとえドイツ都市史の専門家を読者と想定したとしても、市政運営に大きな役割を果たしたのが「都市

専門官僚」，市参事会（員），市長であり，市議会（議員）ではないとしたとしても，それらの任期，選出方法，権限に関する事項を明らかにする必要があるだろう。このような事項について殆ど説明がないままに，「都市行政の複雑化，その経済的規模の拡大という状況の下では従来のように都市名家層がそのまま市政遂行のイニシアチブをにぎるのではなく，その実質的遂行は都市専門官僚層に委ねざるをえなくなってきた」（23頁）として，都市専門官僚層出現の必然性が説かれる。しかし，なぜ，「委ねざるをえなくなってきた」のであろうか？非人称を主語とした受動態の文章を用い，「必然性」を強調するわが国の社会科学の研究分野でよく見られるこの文章は何を説明したのであろうか。イギリス地方自治に関する戦前期の代表的な著作をものした小川市太郎は大陸諸国の市議会とイギリスのそれとの性格の違いを次のように指摘している。「欧州大陸諸国に於いては，市会は市の議決機関たるに止まり，事務の執行に関与しない。然るに之に反して英国では，市会は独り市の議決機関であるのみならず，その特殊の委員会制を通じて，凡ての事務の執行の衝にあたる」（小川市太郎『英国自治制の研究』大阪商科大学経済研究所，1936年，347頁参照）。市議会が議決機関であると同時に事務の執行に強く関与しているという小川の指摘は，現在においても支持される指摘であり（cf. Tony Byrne, *Local Government in Britain*, Harmondsworth: Penguin Books, 1981.），

したがってイギリスの市行政は，都市行政の複雑化，職務の増加にもかかわらず市議会的手中にあることになる。

本書は残念ながら市議会の構成については殆ど触れていないし，市の「政策形成過程」，すなわち，政策がいかなる手続きを踏み，構想され・実施されるかについての過程——市長，有給職員層，市参事会（員），市議会（議員）がそれぞれの役割・権限を行使する過程——が微細・綿密に分析されていない。僅かに，「かつての三級選挙制度下の市町村議会では営業者，地主・家主など財産所有者の政治的影響力が強く，自らへの負担となる営業税，地租・家屋税への増税を避けていた」（137頁），と市町村議会における財産所有者の政治的勢力についてに記述がある。既に，見てきたように「三級選挙制は多額納税者たる有産者・ブルジョアジーそしてその利害を代表する自由主義派に極めて有利な選挙制度……」（22頁）であるが，なぜ，「営業者，地主・家主など財産所有者」が「強い」「政治的影響力」を持っていたのであろうか。著者は市議会議員の特性，とりわけ土地所有者・不動産所有者の位置づけについて触れていないが，第二帝政期において，市議会議員の一定の割合はこの土地・家屋所有者によって占められる，とした規定がある。したがって，「財産所有者」の「強い」「政治的影響力」とはかかる市議会における政治的影響力に他ならないのである。それゆえ，市政が住宅問題・地価税問題に出会った際，市議会に席を有するこれら土地所有

者・家屋所有者の利害によって当然大きく左右されることを意味する。これは著者が引用している Frederic C. Howe, *European City at Work*, New York: Charles Scribner's, 1917, pp. 249–50; W. H. Dawson, *Municipal Life and Government in Germany*, pp. 70–73 でも記されているが、明治期に内務省によって紹介された、Albert Shaw, *Municipal Government in Continental Europe*, London: T. Fisher Unwin, 1895 も同様に指摘している。この意味では、市政方針決定の際に市議会（議員）が果たす役割は、著者が言う程には小さくはない。また、「営業者」が「地主・家主」と同じく「財産所有者」に一括されるのかの説明もないが、いわゆる「プチ・ブルジョア層」の国際比較研究が明らかにしたことは、「営業者」が資本主義的景気変動による経済的不安定性を回避し、歳を取って働けなくなった際の安定的収入源として「不動産収入」を選好する傾向にあり、彼らが不動産（土地・建物）所有者となる。Geoffrey Crossick and Heinz-Gerhard Haupt, eds., *Shopkeepers and Master Artisans in Nineteenth-Century Europe*, London: Methuen, 1984; Geoffrey Crossick, ed., *The Artisan and the European Town, 1500–1900*, Aldershot: Scolar Press, 1997. 市長、市参事会（員）、市議会（議員）についての記述が少ないことに加えて、「選挙制度」については、僅かに、「……一級選挙人はわずか48人、有権者総数の0.2%にすぎないが、このひとにぎりの多額納税者のみで市議会議員の3分

の1を選出することが出来たのである。……三級選挙制は多額納税者たる有産者・ブルジョアジーそしてその利害を代表する自由主義派に極めて有利な選挙制度であり、……労働者階級を合法的に排除する……非民主的な選挙制度であった」（22頁）、という説明のみである。しかし、「多額納税額」の「税」とは何税であろうか。参照を求めている表にも説明がない。

この公営事業を支えた資金源は租税収入ではなく借入金であり、問題はその資金調達方法である。ただ、著者はドイツでは都市債の目的は臨時的支出と経常的赤字の埋め合わせに用いられるとも記している。したがってイギリスのように資本支出を賄う財源として借入金を用いるわけではないようである。都市債の発行について、著者は「債券の引き受け」に分析を集中させ、そのため邦や帝国の財政当局の起債許可制度が全く不明である。イギリスの大蔵省や地方自治庁 Local Government Board が、私企業経営者が都市公営事業を新たなる競争者として批判したのとは別に、市の債務の内容（使途・目的）や債務返還方法・期間に強い関心を抱き、償還期間、償還利子を組み合わせて債務の早期償還を強いたのは、それが最終的には国家の債務になるからに他ならないからである。この点については世紀転換期地方自治庁の『年報』を参照（Local Government Board, *Annual Reports.*）。ヴィクトリア期イギリスの国債が対仏戦争期の戦費調達に起源を発し、国家財政の運営を苦しめ、それゆえ、歴代内

閣・蔵相そして大蔵省が国債管理策に常に意を用い、増税を行ってでも財政赤字を回避し均衡財政を維持したのは周知の事実である。それは、対仏戦争期に創設された所得税と並んで国債を戦費調達最重要財源と認識していたからに他ならず、歴代内閣・蔵相・大蔵省は国債管理に意を払い、国債価格を維持する一方で、所得税については平時には低税率（あるいは不要）に据え置き、一旦事が生じた場合、税収の弾力性に富む所得税の税率を引き上げ、さらには上位層への財産・所得の集中が激しいイギリスでは増収効果の極めて高い所得税累進制の導入を決めたのである。cf. F. W. Hirst, *The Political Economy of War*, London: J. M. Dent, 1915; F. W. Hirst and J. E. Allen, *British War Budgets*, London, Oxford UP., 1926; James E. Cronin, *The Politics of State Expansion*, London: Routledge, 1991. したがって、ライヒ・地方政府の国債・地方債管理政策がいかなるものであったかの説明はワイマール期のライヒ・州政府の起債許可政策についてはあるが、第二帝政期についても同じく必要と思われる。加えて、イギリスの内国歳入庁・大蔵省は所得税（国税）の収入を地方に移譲することを考えなかったし、たとえ政治家が地方財政救済策として「地方所得税」local income tax を構想したとしても、その構想を拒否したのである。cf. Public Record Office CAB 37/165/70, Dec. 21, 1885, Local taxation [M. Hicks Beach: Chancellor of Exchequer]; Public Record

Office T 168/82, March 1, 1886, Local taxation [Board of Inland Revenue: G. Gully, F. L. Robinson, and E. H. Wodehouse]. したがって、評者としては著者に対して、ライヒ・地方政府の「官僚」が、中央-地方間の財政調整制度創設にあたって、いかなる財源配分理念を、国債・地方債についていかなる管理政策・理念をそれぞれ有していたか明らかにすることを望みたい。

著者は全編に亘って「公益事業」について、同時代の文献を駆使して綿密な分析を行っているが、ハウ F. Howe を引用している著者も気がつかれているように思われるが、この19世紀末から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパに限らず、アメリカにおいても「都市公営事業」「都市社会主義」への関心は高く（ただし、都市社会主義の源泉をフェビアン派に求めているのは現在の研究水準で明らかに間違いである）、わけても20世紀初頭に著された Douglas Knoop, *Principles and Methods of Municipal Trading*, London: Macmillan, 1912 はイギリスとドイツの都市公営事業を比較し、とりわけドイツに関しては著者が史料として用いた *Schriften des Vereins für Socialpolitik* を同じく分析した公営事業研究の基礎的文献である。著者は何故かこの文献を用いていないのが些か気になる。

このように見れば、ドイツ諸都市が他の国に比較して効率的運営を行い、他の国の研究者を惹き付けた制度的理由は何であるのかを改めて問いたい。20世紀初頭ドイツ

の経済・政治・社会保障に関する幾多の著作を持つイギリス人ドウソンはイギリスの都市行政とドイツのそれとを比較し次のように言う。「ドイツの地方自治体においては任期の長い専門的職員に重要かつ最も影響力のある地位が与えられていることを力説した。……私〔ドウソン〕の信念を素直に言えば、ドイツの都市自治体からは地方自治体の選挙制度や市議会について学ぶに値するものは殆どないが、専門的・有給の市長 *mayor* や市参事会員の制度はどの国のそれよりも高度なかつ最も効率的な都市制度の典型といえる。多数のイギリス人は心では最良の専門家よりも最悪の素人を喜び、前者によって能率を上げるよりも効果の上がない後者を選ぶ。イギリス人は長きにわたってそれを選び、イギリスの偉大さはそれに基づくとする純真な信念にしがみつくだらう」と。cf. Dawson, *Municipal Life and Government in Germany*, p. ix. ドウソンは都市における自治制度・選挙制度の点でイギリスが学ぶべきも

のは無いとしながらもドイツの都市経営とこれを支える有給専門・職業的官僚層の能率に賛辞を惜しまない。それとともに、彼が都市行政の複雑化と都市官僚層の出現との間に因果関係を見出していない点は注意する必要がある。なお、ドウソンのこの著作は、関一『都市政策の理論と実際』1936年、学陽書房、1988年復刊、32-33頁に一部引用・訳出されている。

この19世紀末-20世紀初頭の世紀転換期の社会科学「的」研究は、現在の専門化され・「理論武装」化され・専門用語に満ちた溢れた研究と異なり、理論的洗練に欠けながら、国際的比較を大胆に行っている。しかし、残念ながらこの時期の著作の本格的紹介は未だしというところである。19世紀末-20世紀初頭の幾つかの「社会科学的」研究に馴染んだ者として、せめて草創期の研究が行ったように、ドイツ史以外の研究者にも解るような説明が本書にもあればより多くの読者を獲得する事が出来るであらうと推測する。最後になったが、索引も欲しい。